

ほんご通信

第41号 (09年10月)
発行: 本郷たかし後援会
女川町黄金町13番地の2
TEL 0225(53)3509
FAX (90)3606
<http://blog.goo.ne.jp/hongo-takashi/>
E-mail t.hongo@abeam.ocn.ne.jp

『政務調査費』『一般質問』
について

本郷隆

今年梅雨明け宣言もなく、全般的に夏らしくない夏のまま：気がつくともたたりはすっかり秋の様子を呈してきました。皆さん、いかがお過ごしでしょうか。
さて今回は、まず「議会だより118号」に掲載された『政務調査費』について報告いたします。

この5月に議会広報編集委員が入れ替わったのを契機に、新しい試みの一つとして、本町議会の政務調査費の概要を皆さんにお知らせしました。ところが、この項目を読んだというある方から「本郷が会報を配達

することはとても良いことだと思っていたけど、この政務調査費を消化するために配っていたのか？」というような趣旨の質問を受けました。

誤解を受けないよう、この際ははっきりと説明しておきたいと思います。

そもそもこの制度は国の法律改正を踏まえて、平成13年3月に「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付する…」といった内容の条例改正により始まったものです。その額は女川町の場合は月額5千円、年間6万円までとなっています。ちなみに、近隣では東松島市が月額1万円、年間12万円、石巻市が

月額3万円で年間36万円、宮城県議会においては月額35万円で年間420万円、国会議員にいたっては「文書通信交通滞在費」という名目で、毎月100万円、年間1200万円が支給されます（しかも国会は私たち地方議会と違って、領収書の提出が一切不要です）。

私は初当選の際に「自らの議会活動を定期的に報告します」と皆さんに約束しました。その当時にはまだ政務調査費制度が無かったものですから、当然にその経費は議員報酬から支出していました。それが制度改正により「広報費：議員が行なう議会活動および町政に関する政策等の広報活動に要する経費」として公費

をえるようになったので、ほんご通信の印刷代として計上しているというわけです。

私にしても、年間を通して他の議員とチームを組んで他市町等に赴いて調査研究を行ったり、議会活動のための資料(本)を購入しています。ところがその領収書をいくら提出しても、上限が決まっていますので、すっきりと広報費一本で計上しているのです。

議会だよりにも書いてありますが、これは情報公開の対象になっていますので、請求すればだれでもその詳細な内容(領収書)を見ることができます。興味のある方はぜひ全議員の使い方を調べてみてください。

* *

また、ある読者より「今回は一般質問を1問しか行っていないが、回数や問数に制限はあるのか？」との疑問を投げかけられましたので、それにお答えします。結論を言いますと、毎定

例会での一般質問は議員の権利であり、するかしないかはまったくの自由であります。ただ、質問数については3問までという制限があります。

私は初当選以来この10年間・41回の定例会において、必ず一般質問を行なってきました。定例会は年に4回(3ヶ月に1回の割合で)開かれます。その間に住民の皆さんと交流し、意見の交換をしていけば、当然に何らかの疑問や提案を進言される、と考えているからです。現実として、たまにはいわゆるネタ切れ、気味になる時もありますが、自分にとって一般質問は権利であるとともに、使命であり、活動のバロメーターと捉えて、毎回行なうことを自分に課しています。

ですから、この際あらためて皆さんにお願いしたいのですが、町政に関することや生活をする上で疑問や不便を感じた際には、ぜひ話題を提供してください。